

## 越前市エコ・グリーンツーリズム農家民宿推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、越前市エコ・グリーンツーリズム農家民宿推進事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、越前市補助金等交付規則(平成17年度越前市規則第50号。以下「交付規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 市長は、農家民宿(農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成6年法律第46号)第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業を行うために設けた施設をいう。)の営業を新たに開始する者(消防法(昭和23年法律第186号)第17条第1項に規定する消防用設備等を設置した者であって旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の規定に基づく許可を受けた者に限る。)に対し、当該営業の開始に当たり必要な法令に基づく許可申請及び届出に係る経費並びに消防用設備の設置に係る経費の一部を予算の範囲内において補助する。

(補助金額)

第3条 農家民宿の営業を新たに開始する者への補助金の額は、1申請当たり3万円とする。

(補助金交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、越前市エコ・グリーンツーリズム農家民宿推進事業補助金交付申請書兼実績報告書(別記様式。以下「申請書兼実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 旅館業法第3条第1項の許可を受けたことを証明する書類の写し
- (3) 消防法令適合通知書の写し
- (4) 農家民宿等の申請に係る事前確認取扱要領(平成17年11月25日施行福井県農林水産部農林水産振興課要領)の規定による農家民宿等事前確認書の写し

(5) 建築物の間取図及び付近見取図

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査により、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうかを調査し、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

(手続の特例)

第6条 第4条の規定により提出された申請書兼実績報告書は、交付規則第13条第1項に規定する書類とみなし、前条の規定による補助金の交付の決定は、交付規則第14条第1項に規定する額の確定とみなすものとする。

(その他)

第7条 交付規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年6月2日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 3 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 3 月 3 1 日から施行する。

別記様式（第4条関係）

年 月 日

越前市長 殿

申請者 住所  
氏名

越前市エコ・グリーンツーリズム農家民宿推進事業補助金交付申請書兼実績報告書

年度において、越前市エコ・グリーンツーリズム農家民宿推進事業に要する経費に充てるため、越前市エコ・グリーンツーリズム農家民宿推進事業補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請し、その実績を報告します。

1 補助事業の名称

年度 越前市エコ・グリーンツーリズム農家民宿推進事業

2 補助金交付申請額 金 円

3 補助事業の目的及び内容

4 補助事業の着手及び完了年月日

着 手 年 月 日  
完 了 年 月 日

5 添付書類

- (1) 収支決算書
- (2) 旅館業法第3条第1項の許可を受けたことを証明する書類の写し
- (3) 消防法令適合通知書の写し
- (4) 農家民宿等の申請に係る事前確認取扱要領（平成17年11月25日施行福井県農林水産部農林水産振興課要領）の規定による農家民宿等事前確認書の写し
- (5) 建築物の間取図及び付近見取図
- (6) 前各号に掲げるもののほか。市長が必要と認める書類